

## 有期雇用契約書（サンプル）

株式会社〇〇（以下「甲」という）と△△（以下「乙」という）とは、甲が乙を雇用するにあたり、次の通り有期雇用契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約書に記載のない事項については就業規則の定めるところによる。

### （契約の趣旨）

第1条 甲は次条以下の労働条件により乙を雇用し、乙は甲に雇用されて甲の事業に関する業務に服することを約し、甲はこれに賃金を支払うことを約した。

### （労働条件）

第2条 甲は乙を以下記載の労働条件で雇用し、乙の労働条件は本契約書に定める内容のほか、甲社員就業規則による。

- 2 雇用期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 3 雇用契約期間が満了した時は、雇用契約は当然に終了する。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙が申し出て、以下の判断基準のすべてに合致する場合に契約を更新することがある。
  - (1) 契約期間満了時における業務の有無又は業務量により判断する。
  - (2) 乙の業務遂行能力、勤務成績、健康状態、人事評価、解雇の規定に定める事由により判断する。
  - (3) 甲の経営内容、経営状況により判断する。
  - (4) 前各号のほか、甲が更新すると認めるに至ったときには、更新する場合がある。

### （就業の場所及び業務の内容）

第3条 乙は下記の場所において下記の業務を甲の指示に従い誠実に行う。

- (1) 就業場所：〇〇
- (2) 業務内容：〇〇
- 2 甲は業務の必要がある場合には、前項の就業場所、業務の内容を変更することができる。

### （就業及び休憩時間）

第4条 就業及び休憩時間は次のとおりとする。

- (1) 始業：午前9時00分
- (2) 終業：午後18時30分
- (3) 休憩：正午より1時間

- 2 甲は業務の必要がある場合には、前項の各時刻を変更し、所定時間外又は休日に労働を命ずることがある。
- 3 甲と労働者代表との間で時間外労働・休日労働に関する協定届を締結した場合、定められた限度時間を超えて時間外・休日労働をさせることがある。ただし、その場合でも甲は乙の健康に配慮し、長時間労働を可能な限り抑制するよう努める。また、長時間労働により乙から健康障害の申出があり、かつ、専門家の意見に基づき甲が必要と認めた場合には、速やかに労働時間の短縮措置を講じる。

(出勤日、休日及び休暇)

第5条 乙の出勤日、休日及び休暇は次のとおりとする。

- (1) 出勤日：月、火、水、木、金
- (2) 休日：少なくとも週1回の休日を付与するものとし、年間カレンダーにより定める。
- (3) 休暇：法定通りに付与する。

2 甲は業務の必要がある場合には、前各号の休日に乙を臨時に就業させることができ、また前項の休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えることができる。その場合、甲は乙に対して、事前に通知するものとする。

3 乙は、年次有給休暇の取得を希望する場合には、取得希望日の○営業日前までに、甲の指定する方法により申請しなければならない。ただし、取得希望日に年次有給休暇を付与することが甲の事業の正常な運営を妨げる場合には、甲は、申請された日を変更することができる。

(給与)

第6条 甲は、乙により労務の提供があった期間あるいはその業務の量に対し、次に定められた給与を支払うものとする。

- (1) 基本給：〇〇円
- (2) 手当：次に定める手当を支給する。

通勤手当 甲は乙が通勤のため電車、バス等の交通機関を利用する場合は、甲の認める最短の順路により計算した定期代金実費を支給する。ただし、この支給最高額は非課税限度額とする。

- (3) 割増賃金：時間外手当、深夜手当、休日手当は法定外の労働時間、深夜時間に勤務すること、あるいは法定休日に就業することを命じられ、または承認を得てその勤務に服した乙に支給する。

(給与の支払時期)

第7条 乙の給与（賞与を除く）は前月21日より起算し、当月20日をもって締め切り、

25日に全額を乙に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日に該当する場合には、直前の営業日に繰り上げて支払う。

- 2 賃金は、全額通貨で乙に直接支払う。ただし、乙の申し出により、銀行振込にて乙の指定する乙の預金口座に振り込むことがある。
- 3 甲は賃金を支給するに当たり、公租公課、社会保険料等法令により定められたもの及び労使協定で定められたものを控除して支払う。

(昇給及び降給)

第8条 乙の昇給及び降給は甲の経営状態、乙の勤務成績、経験などを考慮して決定する。

(賞与及び退職金)

第9条 賞与は甲の業績に応じ、乙の勤務成績、能力評価などを総合的に勘案し、支給の有無、金額を個別に決定する。

- 2 退職金は退職金制度に基づき支給する。

(休職制度)

第10条 休職制度は適用しない。

(退職及び解雇)

第11条 甲は、甲の定める就業規則に従い、乙に対し普通解雇又は懲戒解雇等を行うことがある。その場合には甲は、解雇日1カ月前に乙に通知するものとする。

- 2 解雇の事由については、甲の就業規則に定めるところによる。
- 3 自己の都合で退職する場合は、退職する〇日以上前までに甲に届け出るものとする。
- 4 乙は、退職又は解雇の場合、甲からの貸与品及び債務を退職日までに完納しなければならない。
- 5 乙は、退職又は解雇の場合、業務上の資料すべての書類及び電子データを甲に返納しなければならない。また、甲の許可なく廃棄することはできない。
- 6 乙は、退職届及び退職時の合意書を提出しなければならない。退職届及び退職時の合意書の提出のない場合は、退職金の全部又は一部を支給しないこととする。

(安全衛生義務)

第12条 乙は、甲の定める安全衛生に関する規定及び指示事項を守り、自己の安全遵守に留意し、自己又は同僚に危険を与える行為を行ってはならない。また、所定の衛生事項を遵守し、自己の日常の健康保持に努めるものとする。

- 2 甲は乙に対し、毎年1回の健康診断を実施し、乙は必ず受診しなければならない。

- 3 労働安全衛生の観点から、甲が指定する予防接種の受診を命じられた場合には、乙はこれを拒否することができない。
- 4 乙が定期健康診断及び甲指定の予防接種を拒否した場合、乙の労務提供拒否又は懲戒処分の対象となることがある。
- 5 健康診断の結果、必要がある場合は医師の診断に従って就業を一定期間禁止し、又は就業場所の転換、業務の転換、労働時間の短縮その他健康保護に必要な処置を命じることがある。乙はこれに従わなければならない。

(契約外の事項)

第 13 条 本契約に定めのない事項については、甲の就業規則の定めるところによる。

(紛争の解決)

第 14 条 本契約について甲及び乙の間で紛争が生じた場合には、甲の就業規則に従い、双方誠意をもって自主的な紛争解決に努めるものとする。

(合意管轄)

第 15 条 甲及び乙は、万一前条にて解決せず紛争が生じた場合、本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する〇〇地方裁判所とする。

(無期転換された場合の労働条件)

第 16 条 乙が労働契約法 18 条第 1 項に基づいて無期転換権を行使して無期雇用となった場合の労働条件は、別に定める無期転換社員就業規則による。

(有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る雇用窓口)

第 17 条 甲は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口を設けるものとし、下記部署内に設置し、担当者は別途通知するものとする。

人事部〇〇係

以上のとおり合意し、その成立の証として本契約書 2 通を作成し、各自署名捺印の上、各 1 通所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地

株式会社 〇〇

代表取締役 ○○ ○○ 印

乙

住 所

△△ △△ 印